

廃炉を円滑に進めるための 会計関連制度の詳細制度設計について

平成26年12月
資源エネルギー庁

新たな会計制度についての具体的対応方針

対応策を検討すべき課題

- 現行の料金・会計制度の下では、事業者に以下のような廃炉しない一定のインセンティブが働くため、本来廃炉すべき原発についても、財務・会計上の理由から事業者が廃炉判断の先送りや運転を継続する判断を行い、廃炉が円滑に進展しない可能性。
 - 料金面では、廃炉判断を行った場合、設備の除却費等の費用を回収するためには料金改定(値上げ)を行うことが必要。
 - 会計面では、廃炉判断を行った場合、費用の一括費用計上によって財務状況が悪化する。
- 廃炉判断を行った場合に、一括費用計上により、事業の継続が困難となり、廃炉(全体)の着実な遂行や電力の安定供給に支障をきたす可能性。

具体的対応策の概要

- これらの課題を解決し、電力システム改革が進展していく中で、民間事業者が、適切かつ円滑な廃炉判断を行うとともに、安全・確実に廃止措置を進めるため、以下のような政策措置が必要ではないか。

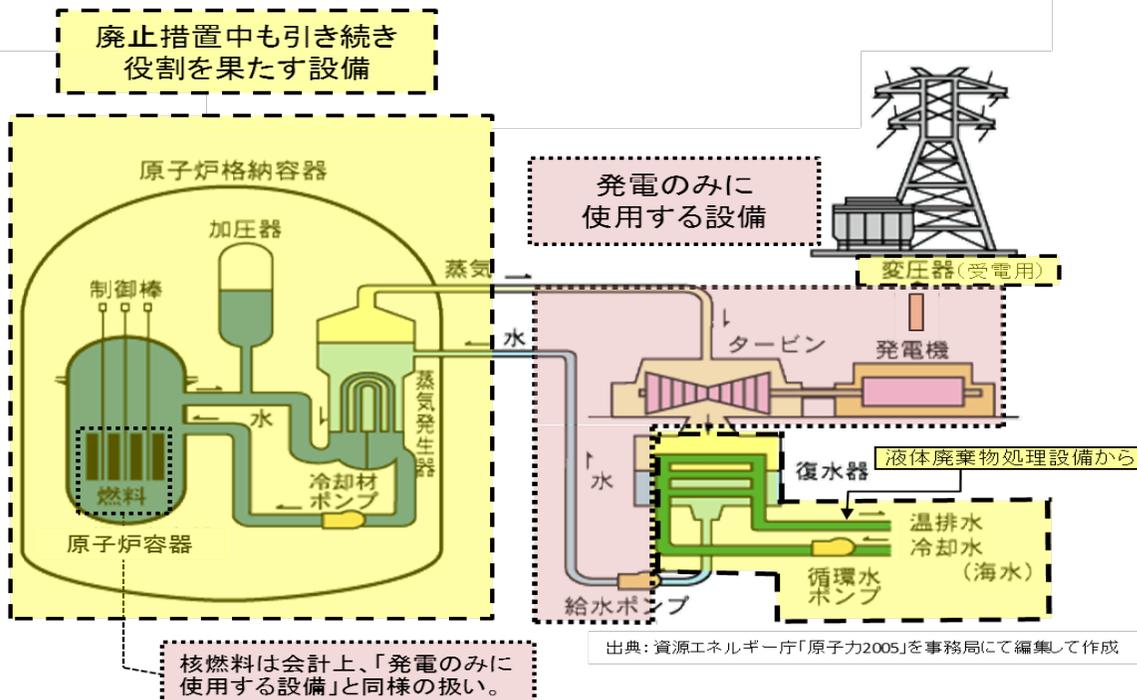
資産の残存簿価、核燃料の解体費用等、廃炉に伴って一括して費用計上する必要のあるものについては、資産計上した上で、一定期間をかけて償却・費用化することを認める会計制度及びそのために必要な料金面での手当て

制度設計の詳細①(制度措置の対象)

基本的な考え方

- 政策変更や安全規制ルールの変更等を背景として廃炉することとなった場合に生じる費用であって、現行制度下でも除却費等として料金に見込んで回収し得るものを対象としてはどうか。
- ただし、今回の措置が、本年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において決定された原発依存度を可能な限り低減させる方針や電力システム改革・自由化の進展を見据えたものであることを踏まえれば、過去の廃炉にも遡って適用するのではなく、運転延長を行う場合に来年4～7月に申請を行う必要がある7基を含め、今後、廃止措置を開始するもののみを対象としてはどうか。

具体的な対象項目



具体的には、現行制度下で一括費用計上が必要となる下記の項目を対象としてはどうか。

- 発電資産
- 照射済核燃料の残存簿価・処理費
- 未照射核燃料の残存簿価・解体費

※照射済核燃料とは、原子炉に装荷し発電したことのある燃料を指す。

※核燃料関係については、転用ができないものに限る。また、有価物分の簿価は除く。

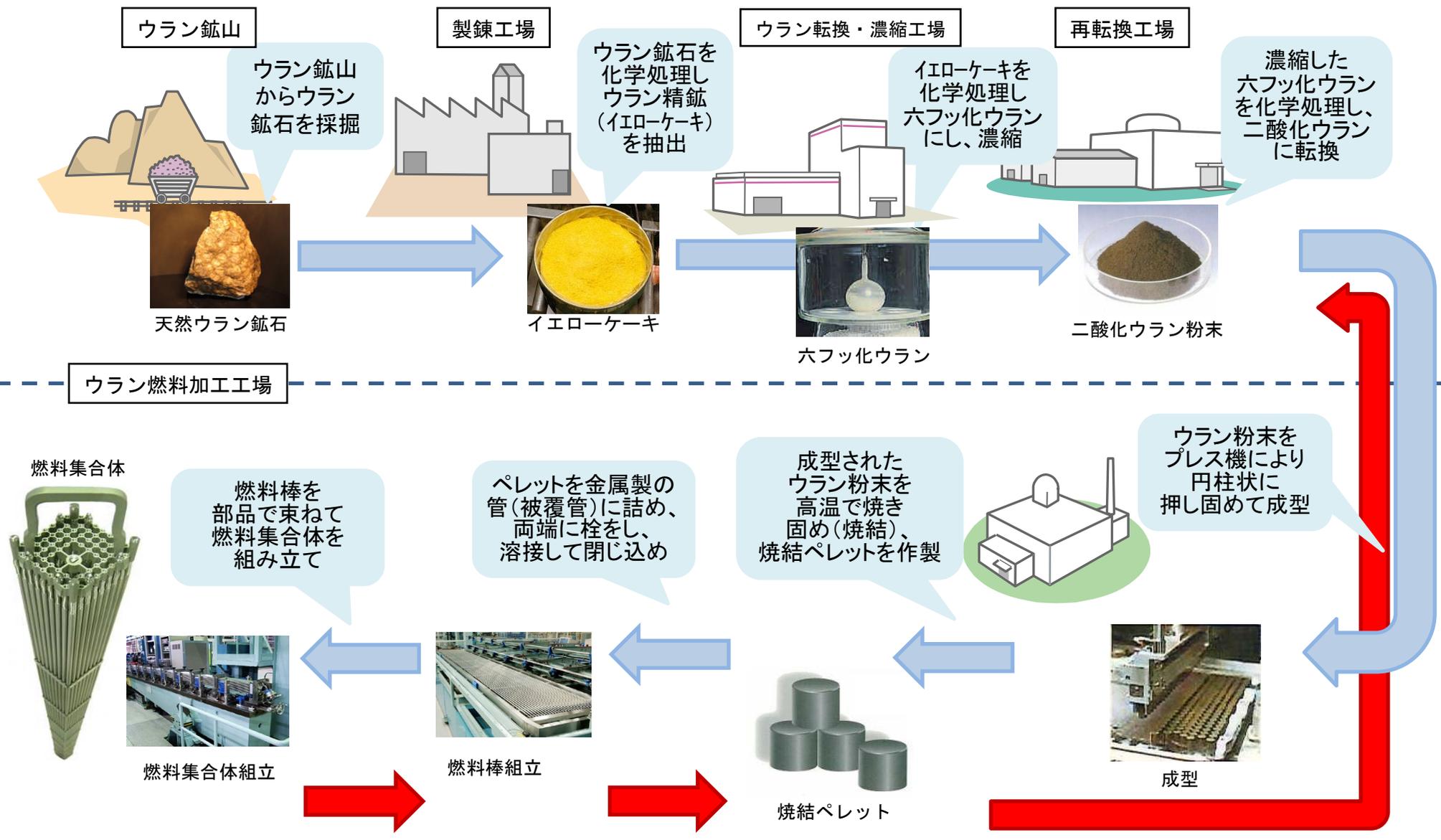
制度設計の詳細②(対象の承認)

○ 制度の運用に当たっては、適用対象・見積額等について確認が必要。この点、解体引当金制度において既に存在する承認スキームを参考とし、廃炉を実施する事業者が制度の適用を希望する場合に経済産業大臣に対して申請を行うこととし、制度の適用対象となる施設や設備、見積額等の確定に当たって、経済産業大臣が承認するスキームとしてはどうか。

対象イメージ

対象設備等	適用見込額(億円)	対象となるもの
発電資産	80	現在、原子力発電設備及び建設仮勘定に計上されている帳簿価額相当分を計上。
照射済核燃料	90	現在、装荷核燃料等に計上されている燃料の帳簿価額及び使用済燃料再処理等費の対象となる処理費用を計上。
未照射核燃料	35	現在、加工中等核燃料等に計上されている燃料(未照射の装荷核燃料や完成核燃料等)のうち、転売・転用を行わない燃料について有価物分を除いた帳簿価額及び解体費用を計上。

(参考)核燃料の加工・解体工程イメージ



加工工程
解体工程 (転用できない場合)

制度設計の詳細③(具体的な会計処理)

- 今後、電力システム改革によって、電気事業の小売部門の参入は2016年から全面自由化されるが、その後も、発電事業者に対しては、電気事業法第34条(改正電気事業法第27条)に基づく会計ルール(電気事業会計規則)が適用される。
- このため、この会計ルールの中において、対象となる設備の簿価等について資産計上を可能とし、経済産業大臣の承認を受けた上で、一定期間で償却することとしてはどうか。
- 具体的には、以下のような会計処理が考えられる。
 - ① 新勘定(例:原子力廃止関連仮勘定)を設置し、新勘定に設備の簿価等をし替え。
 - ② その上で、廃炉作業の完遂に万全を期しながら、料金への影響を平準化するといった観点から、昨年の本WGでの安全貯蔵期間についての議論も踏まえ、10年間で新勘定にし替えられた資産を定額償却。

新勘定イメージ

- 電気事業会計規則第3条に基づく貸借対照表(別表第2第1表) <参考> 電気事業法

資 産 の 部	
科 目	金 額
固 定 資 産	
電気事業固定資産	
(略)	
固定資産仮勘定	
建設仮勘定	
除却仮勘定	
原子力廃止関連仮勘定	
核 燃 料	
(略)	

第34条

電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

基本的考え方

- 新勘定について資産として計上するためには、併せて費用の回収が見通せることが必要と考えられる。この点、当該費用については、その毎期の償却分の費用について、規制料金の原価へ算入することを認めることとしてはどうか。
- ただし、新勘定に計上する資産は、事業の用に供するものではない点を踏まえれば、新勘定はレートベースには含めないこととすべきではないか。
- 加えて、2016年に小売の全面自由化が予定されていることも踏まえた制度設計とする必要があるのではないか。

当面の扱い

- 小売部門の参入の全面自由化の後においても、競争が進展するまでの一定の期間（経過措置期間）、現一般電気事業者の小売部門には、引き続き総括原価方式による料金規制が残ることとなる。
- これを踏まえれば、当面の扱いとしては、小売部門の規制料金への原価算入を認めることにより、当該会計制度が適用されることとしてはどうか。
※自由化部門の需要家についても、同様にその料金の中で費用回収が行われることが想定される。また、新電力に対しても、常時バックアップ等が行われていれば、料金にその費用が反映されていると考えられる。
- 料金との整合性の観点から、新勘定の償却については、料金原価に含まれる額の相当額を償却していくこととしてはどうか。

(参考)電気料金規制について

○ 電気料金を設定する場合は、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき、「総原価」(「適正費用」+「公正報酬」-「控除収益」)を算定し、総原価と料金収入が一致するように、料金単価を定める。

(注)総原価の算定にあたっては、「将来の合理的な期間」を原価算定期間(原則として3年)とし、原価算定期間における供給計画や経営効率化計画等を考慮した事業の合理的な将来予想を前提としている。

- ・「適正費用」:人件費、燃料費、修繕費、公租公課、減価償却費等の営業費用
- ・「公正報酬」:事業報酬(利払、配当を行う)
- ・「控除収益」:他社販売電力量、託送収益などの電気事業を行う上で得られる収益(ただし料金収入以外)

○ なお、事業報酬は設備投資等の資金を調達するために要するコストであり、銀行等からの借入金や社債に対する支払利息や発行株式に対する配当を賄うもの。具体的には、真実かつ有効な電気事業資産(レートベース)に適正な報酬率を乗じるというレートベース方式で算定される。

- ・「レートベース」:特定固定資産・建設中の資産・核燃料資産・特定投資・運転資本及び繰延償却資産の合計額をいう。

事業報酬

=

レートベース

×

事業報酬率

固定資産

電気事業固定資産

水力発電設備、汽力発電設備、原子力発電設備
内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備
送電設備、変電設備、配電設備、業務設備
その他

附帯事業固定資産

事業外固定資産

固定資産仮勘定

建設仮勘定

除却仮勘定

核燃料

投資その他の資産

長期投資

その他

流動資産

現金及び預金

貯蔵品

その他

繰延償却資産

将来の扱い

- 今回見直しを行う会計制度を継続的に適用可能とするためには、費用回収が着実に行われていくことが必要。このため、将来的には、競争が進展する中においても総括原価方式の料金規制が残る送配電部門の料金(託送料金)の仕組みを利用して、費用回収をすることとしてはどうか。
 - 費用回収が着実に行われる制度としなければ、将来、費用回収が滞り、新勘定に計上した簿価等が損失となることを恐れ、廃炉の判断をためらう可能性。
- ただし、具体的な制度設計については、費用負担の在り方(需要家間の公平性や受益と負担の関係や原子力事業から享受してきたメリットとの関係等)や着実な費用回収の観点、原子力の電気の利用の在り方(市場への電力の拠出等)について考慮しつつ、電力の全面自由化や経過措置後の料金制度の検討状況等を踏まえて、適切なタイミングで今後検討がなされるべきではないか。

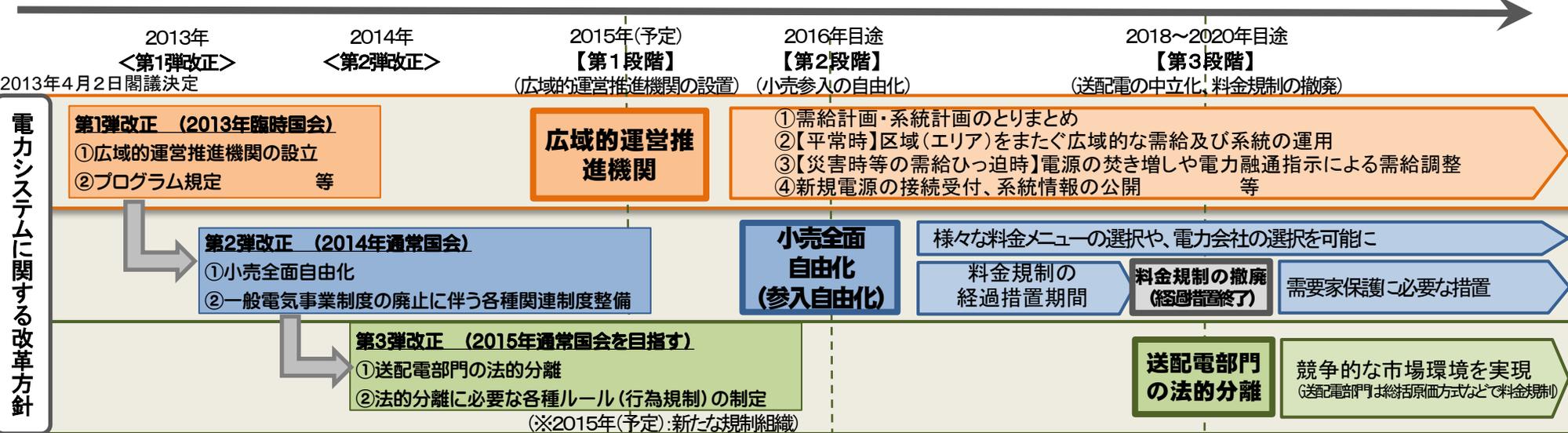
- 本WGで検証を行い昨年10月に省令改正を行った廃止措置資産の減価償却や解体引当金制度についても、小売料金規制撤廃を見据え、将来の扱いについて検討が必要。
- この点、これらの措置が円滑かつ安全な廃炉の実施を目的としたものであることを踏まえれば、将来的にも引き続き現在の会計制度を維持することが必要ではないか。
- 他方、将来において制度を維持するためには、費用回収が着実に行われていくことが必要であるが、具体的な制度設計については、今般の会計措置の将来の扱いと併せて適切なタイミングで検討がなされるべきではないか。
- その場合についても、費用負担の在り方等を考慮し、検討を行うこととしてはどうか。

(参考)電力システム改革の工程

○ これまで、様々な特殊性・リスクを内包する原子力事業について、地域独占・総括原価料金規制による投資回収保証を背景として事業が進められてきたが、電力システム改革が進展し、今後、地域独占・総括原価料金規制は撤廃される。

電力システム改革の工程

実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。



(注1) 送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする。

(注2) 第3段階において料金規制の撤廃については、

一 送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。

一 小売全面自由化の制度改正を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。

＜電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抜粋)＞(平成26年 第186回通常国会)

原子力政策の抜本的見直しが求められる中、競争環境下における原子力発電の在り方及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切に措置を講じること。また、原子力事業者において今後国内において増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施や新規規制基準への対応、使用済核燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、国と原子力事業者の役割分担を含めた事業環境の整備に向けて、平成二十八年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとする。